

## 環境省令第七号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）及び関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

環境大臣 小池百合子

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項に」を「前項の」に改め、同条に次の三項を加える。

6 行政機関等は、申請等を行う者が次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した法令（法律及び政令を除く。）の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

- 一 申請等を行う者に係る前項各号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写し、戸籍若しくは登記簿の謄本若しくは抄本又は印鑑証明書に記載された事項
- 二 電気通信回線を使用して行政機関等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記簿の謄本又は抄本。
- 7 第一項の規定により申請等を行った者が手数料を納付するときは、当該申請等を行ったことにより得られた納付情報により当該手数料を納付しなければならない。
- 8 第一項の規定により申請等を行った者が法令（法律及び政令を除く。）の規定により収入印紙をもって納付しなければならないとされている手数料を納付するときは、当該手数料を収入印紙をもって納付しなければならないとする規定にかかわらず、当該手数料を現金で納付することができる。

## 附 則

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。